

# 政府の現物移転と MPS

桂 昭 政

## (1) はじめに

住民総消費 (TCP: Total Consumption of the Population) 指標<sup>1)</sup>にみられるように、政府の家計部門への無償、あるいは、それに近い価格での財、サービスの供与、すなわち政府の家計への所得再分配の側面を SNA, MPS といった現行の代表的な国民経済計算体系はその把握に成功しているであろうか。また、そうでない場合に、どのような改善提案ができるか。上述の問題意識のもとに、本稿では家計部門への政府から財、サービスといった現物 (in kind) の形態での所得移転をその中に含んでいる「住民総消費」指標、「社会的消費ファンド」指標を統計指標として積極的に展開しているコメコン諸国の国民経済計算の標準体系である MPS (Material Products System: 「物的生産方式体系」) をとりあげることとする。また資本主義国を対象とする国民経済計算の国際基準である SNA (1968) が改訂に着手していることと関連して、MPS もその改訂案を公表している。それゆえ現行 MPS, および改訂 MPS 案が、政府からの移転として年金をはじめとする現金形態 (in cash) での所得移転は、これまでの SNA, MPS それぞれの循環表示に明示しているので、「住民総消費」指標、「社会的消費ファンド」指標の内容の一部である「政府からの現物形態での所得移転」を、MPS 体系の中でフローの経済循環を全面的に表示している「資金バランス」においてその表示に成功しているかどうかを検討することが本稿の主要課題

---

1) 住民総消費 (TCP) 指標については以前に紹介、検討をおこなった (参考文献 (7)).

である。そのさいに、まず、MPS 体系のなかでの「社会的消費フオンド」指標、「住民総消費」指標の説明をつうじて政府による無償での財・サービスの供与、つまり政府の現物移転の内容および推計方法について検討をおこない、それにもとづいて政府の現物移転部分が MPS 体系の中で包括的な経済循環図ともくされている「資金バランス」のなかで位置づけられるや否や、つまり政府の現物移転部分の循環表示の可能性を吟味する。

なお、あらかじめおことわりしておくが、住民（家計）が個人所得以外のファイナンスによって財・サービスの無償供与をうけている場合を我々は政府からの現物移転としているが、その部分は社会的消費フオンドからの現物移転の部分であり、また住民総消費のうちの無料の消費（free of charge consumption）部分であり、それらは政府をはじめとする諸機関によってファイナンスされ、政府のみによってファイナンスされているのではないが、社会的消費フオンドの源泉をみれば圧倒的に政府（国家予算）によってまかなわれている<sup>2)</sup>。それゆえ本稿では個人所得以外の、つまり社会的消費フオンドからの現物移転を政府の現物移転とよんでいる。

## （2）政府の現物移転の推計方法と MPS

MPS の改訂案によると住民（家計）の総所得指標のうち政府による所得の再分配に関わる部分は、年金等の現金所得と、現物所得、すなわち住民総消費（TCP）指標のうち自己の所得で購入した消費部分ではなく政府等の介在による無料の消費（free of charge consumption）部分が相当する<sup>3)</sup>。この無料消費の部分は、政府が生産する non-market の、つまり市場をめぐらさないサービスを消費する場合と、market、すなわち市場をめぐらすサービスにたいする消費の、全額あるいは一部の費用負担の場合がある。前者は

2) 社会的消費フオンドの資金源泉は国家予算、企業資金、コルホーズ資金、労働組合の資金等からなるが65～70%が国家予算によってまかなわれ、つぎに多いのが企業資金の約20%である（例えば V. Н. Бусько, общественные фонды потребления производственных коллективов, 1984, p. 16).

3) 参考文献(1) p. 254—p. 255.

政府みずからがサービス生産し自己消費するとみなされる「政府消費：collective consumption」の家計に便益が帰着する部分であり、後者は現物での社会保障をはじめとする「現物での社会的給付：social benefit in kind 略して SBIK」をあらわしている<sup>4)</sup>。ソ連の統計では、このような政府消費および現物での社会的給付といった政府による無償のサービス供与と、さらに年金等の現金所得の移転をあわせて「社会的消費フオンド」とよんでいる。また「住民総消費」は個人所得からの財・サービス購入と政府による無償の現物供与からなっており、「社会的消費フオンド」と「住民総消費」は政府の現物移転である、住民（家計）の無料消費部分が共通している。そしてMPSの文書によれば無料消費にかかわるサービス分野、それらサービスの評価についてつぎのように説明している。無料消費とかかわるサービス供給分野としてあげられるのはつぎのような分野である。教育、文化・芸術、体育・観光、社会保障、保健（医療）、住宅<sup>5)</sup>。このような分野のサービスは住民（家計）に無料、あるいは第三者支払（third party payment）、つまり社会的消費フオンドからの支払によって実際のコストを下回って提供されるから、サービスの評価は market 向けサービスのように売上の側面からでなく費用の側面から、つまり物的投入、賃金、サービス購入等の費用要素の総和として計測され、それから個人が負担した残りが無料消費の部分ということになる<sup>6)</sup>。なお、無料消費のサービス供給分野での物的投入の中には住民に無償で供与された物財の価値が含まれている<sup>7)</sup>。それゆえ無料消費のサービス供給分野の費用要素合計から個人所得による購入をさしひいた残りはサービスのみならず財の無償供与、現物移転を示しているのである。

つぎに政府の現物移転である住民の無料消費部分をいかに算定、あるいは推計するかということであるが、上述の MPS の説明からわかるように基本的には住民の生活水準に直接かかわっている非物的部門、すなわち教育、文

4) Collective Consumption と SBIK の区別については、参考文献(4) p.3—p.4.

5) 参考文献(1) p.258—p.259.

6) 参考文献(1) p.249—p.250, p.274—p.276.

7) 参考文献(1) p.101.

表1 物財及び非物的サービスの総消費

行 番号		物財の個 人的消費	非物的サービスの消費		総消費 (1+2)	5のうち国 民所得から の物財消費 (1+3)	
			合 計	非物的サ ービスの 物的部分			非 物 的 サービスの 非物的部分
		1	2	3	4	5	6
01	物財・非物的サービスの総消費						
02	住民による物財の個人的消費						
03	非物的サービス消費・合計						
04	公益業務・アメニティ						
05	住 宅 提 供						
06	教 育						
07	文 化 ・ 芸 術						
08	保健サービス・体育						
09	社会福祉サービス						
10	そ の 他						

出所：参考文献(2)邦訳第23巻第3・4号, p. 254

化, 芸術, スポーツ, 社会保障, 保健(医療), 住宅サービスの部門のサービス供給額と住民の個人所得の差額によって求めるのである。その基本的なアウトラインを理解するためには現行 MPS の住民総消費の説明<sup>8)</sup> のところでもちいられている表, すなわち「物財および非物的サービスの総消費」の表が有効である。この表にもとづいて政府による無償の財・サービス供与, つまり政府の現物移転の推計方法を説明していこう。

「物財および非物的サービスの総消費」の表からわかるように住民の非物的サービスの形態として(イ)公益業務・アメニティ, (ロ)住宅提供, (ハ)教育, (ニ)文化・芸術, (ホ)保健サービス・体育, (ヘ)社会福祉サービス, (ト)その他, が列挙されている。これら住民の非物的サービスの消費額については表頭の「非物的サービスの消費合計」をみれば把握することができる。ただし表頭からわかるように「非物的サービスの消費合計」は「非物的サービスの物的部

8) 参考文献(2)邦訳第23巻第3・4号 p. 254—p. 255.

分」と「非物的サービスの非物的部分」からなっているように（非物的）サービスを費用構造をつうじて供給の側面からみており、つまり、「非物的サービスの物的部分」はサービス供給にあたっての原材料に相当する物的財の中間投入、中間消費を表している。なお、この中間消費の中には例えば薬のように住民に割引価格という形で無償供与された財の価値も含まれている。それゆえ住民の生活水準と直接関わる分野のサービス供給額から求めた政府の現物移転にはサービスのみならず財の現物移転が含まれている。また「非物的サービスの非物的部分」は賃金をはじめ、サービス購入、利潤等が含まれる。このように「非物的サービスの物的部分」と「非物的サービスの非物的部分」からなる「非物的サービスの消費合計」はサービスの供給総額をあらわし、住民あるいは家計の所得からの購入、および家計以外の政府の負担

表 2 のイ 独立採算企業の費用構成

	物的投入費用 (減価償却を除く)	減価償却	総物的投入 (1+2)	賃金・俸給	非物的サービスに対する支払	その他の非物的投入	利潤(純)あるいは損失(純)	取引税	総費用 (3+4+5+6+7+8)	純費用 (9+3+5)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
住宅・地域サービス										
科 学										
教 育										
文 化・芸 術										
保健・社会保障・体育・観光										
金融・信用・保険										
行政・司法・防衛機関										
そ の 他										
非物的分野計										

出所：参考文献(1), p. 337

による購入の両者を含んでいる。我々は政府による所得再分配、とくに政府からの現物所得移転部分をとらえたいので住民向けサービス全体の「非物的サービスの消費合計」から、つまりそれらサービスの供給総額から住民（家計）の個人所得からのサービス購入分を控除してやればよいことになる。

ただしサービス供給の費用構成については、現行 MPS の改訂案のなかでさらに費用構成要素、および供給主体についての詳細化、細分化がおこなわれている。つまり、有料サービス提供主体である「独立採算企業」(self-financing enterprises) と、主に無料サービス提供主体である国庫機関 (state-financed and similar organizations) に分けてそれぞれについてさらに細分化された費用構成をとりあげている<sup>9)</sup>。

まず market 向けのサービス、つまり有料サービスの提供主体である「独

表 2 の口 国庫機関の費用構成

	物的投入費用 (減価償却を除く)	減価償却	総物的投入 (1+2)	賃金・俸給	する支払 非物的サービスに対	その他の非物的投入	総費用 (3+4+5+6)	純費用 (7-3-5)
	1	2	3	4	5	6	7	8
住宅・地域サービス 学科 教育 文化・芸術 保健・社会保障・体育・観光 金融・信用・保険 行政・司法・防衛機関 その他								
非物的分野計								

出所：参考文献(1), p. 338

9) 参考文献(1) p. 308, p. 337—p. 338.

立採算企業」の費用構成についてみていこう。表側にはつぎのような非物的分野の諸部門がとりあげられている、すなわち住宅・地域サービス，科学，教育，文化・芸術，保健・社会保障・体育・観光，金融・信用・保険，行政・司法・防衛機関，その他，である。つぎに表頭の費用要素について，(1)「物的投入の費用（減価償却表除く）」，(2)「減価償却」，それに(1)と(2)を合計した(3)「物的投入総額」はサービス提供にあたっての中間消費部分であり，(4)「賃金と俸給」，(5)「非物的サービスの支払」，(6)「他の非物的投入」，(7)「利潤（純）あるいは損失（純）」と(8)「取引税」である。(5)から(8)までの項目は資本主義社会の剰余価値に相当するが，社会主義社会では「社会のための生産物」であり，「社会のための生産物」の分岐形態である。それは大きく政府（国家）に集中する部分と企業のもともに残る企業純利潤に分かれる。これに対し主に non-market サービスの，無料サービス提供主体である「国庫機関」の費用構成は，表にみられるようにさきほどの有料サービス提供主体の(1)から(6)までの中間投入，賃金等からなっている。だから，有料サービス提供主体の費用要素と重複するのであらたに説明を加える必要はない。サービス供給額の推計はこれら費用要素を合計することによってもとめられる。それゆえ，政府の現物移転はこれら住民向けサービス供給総額から自己の所得からのサービス購入額を控除すればよい。（但し住民向けサービス供給分野は上記の諸部門から金融・信用・保険，行政・司法・防衛機関，その他の部門をのぞいた部門が該当する。）

住民（家計）の個人所得からのサービス購入分については，住民の市場取引を対象とする「住民の貨幣所得・支出のバランス」からとらえることができる。つまり，「住民の貨幣支出」は財・サービス購入（「財の購入」，「サービスの支払とその他の支出」），再分配支払（「義務的支払と自発的寄付」），貯蓄（「貯蓄増」）からなっているが，「サービスの支払とその他の支出」から住民のサービスに対する個人所得からの購入分を把握することができる。住民の個人所得からの有料サービスの内容について「サービスの支払とその他の支出」からうかがうことができる。具体的につぎのような項目があがっ

ている。(イ)アパート家賃および公益業務（電気・ガス・水道・下水サービス等）への支払，(ロ)住民にアメニティを提供している企業サービス（浴場・ランドリー・理髪・写真・宿屋等）への支払，(ハ)教育費（特別な教育にたいする支払），(ニ)児童機関に支払われる料金（子供を保育所・幼稚園・寄宿舎付きの学校へ入れることにたいする住民の支払），(ホ)保養地や休暇村の滞在費，(ヘ)医療費，(ト)映画・劇場・その他の娯楽施設にたいする支出，(チ)輸送費（手荷物の発送・保管料，ベッド敷布の使用料，旅行中の住民にたいする赤帽や類似のサービスへの支払を含む）。住民の旅行保険費用は保険支払となるので，この項目には含めない。(リ)通信サービスにたいする支払，(ル)その他の支出（製粉・牽引料等）<sup>10)</sup>。

なお，サービス供給者を market をめざす有料サービス提供主体と，non-market のサービスである無料サービス提供主体の区分の導入は政府の現物移転を政府サービス生産の個人に便益が帰着する collective consumption と，住民の市場向け生産者からのサービス購入に対する政府の費用負担，あるいは補助といった第三者支払である現物による社会的給付（SBIK）とにわけて推計するのに便利である。というのは，無料のサービス提供主体は無料であるが故に non-market の，つまり市場をめざさないから政府サービス生産者と位置づけることができるからである。同様に有料のサービス提供主体は有料であるがゆえに market をめざす市場生産者（企業）とかんがえることができるからである。だから，無料サービス提供主体のサービス供給額は collective consumption の大きさを示し，有料サービス提供主体のサービス供給額と個人所得からの購入額との差額は第三者支払（third party payment）による現物での社会的給付（SBIK）を示すとかんがえられる。

つぎに我々がこれまで確認した政府の現物移転の推計方法にもとづいて，政府の現物移転の循環表示の可能性を吟味しよう。

10) 参考文献(1) p.151—p.156, p.159, 参考文献(2)邦訳第24巻第3号, p.149, p.152—p.155.



### (3) 政府の現物移転の循環表示と MPS

政府による所得の再分配が、特に政府による無償の財・サービス供与である、政府の現物移転が MPS のなかでうまく把捉されているであろうか。MPS について検討をおこなっていきこう。そのさいに MPS のなかで所得の発生、分配、再分配、処分といった所得循環のかたちで経済循環、あるいは再生産過程を包括的にえがいている「資金バランス：financial balance」を対象とする。つまり MPS の「資金バランス」の中で前述の「社会的消費フオンド」を中心とする政府による所得の再分配がどの程度とらえられているのであろうか。

MPS の「資金バランス」<sup>11)</sup>の構成は次表のようになっている。すなわち表側においては国民経済における経済主体として国民所得を生産する「物的部門」、国民所得を生産しないで、その再分配によって維持されるとする「非物的部門」という二大経済活動部門と、消費主体である「住民」(家計)、および「海外」の四大部門からなっている。経済活動部門については、さらに所有主体別の「社会セクター別」分類と「部門別」分類がほどこされている。なお、非物的分野の部門別分類はつぎの諸部門からなっている。(イ)住宅提供・地域サービス・公益業務、(ロ)教育・文化・芸術、(ハ)保健サービス・社会保障・スポーツ、(ニ)科学・科学的サービス；(ホ)財政・信用・保険、(ヘ)一般政府、(ト)その他の非物的分野諸部門。MPS の解説によれば、上記の非物的分野は大きく分けて二つのカテゴリーに分けることができる。すなわち、住民の生活水準に直接関わる分野と、社会の集団的必要を充足する分野である。住民の生活水準に直接関わる非物的分野として上記の(イ)住宅提供・地域サービス・公益業務、(ロ)教育・文化・芸術、(ハ)保健サービス・社会保障・スポーツ、の諸部門が指定されている。

サービス提供する分野で「住民」に直接関連する分野として上記の 3 部門

11) 参考文献(1) p.122—p.142, p.157, 参考文献(2)邦訳第24巻第3号 p.150—p.151, p.155—p.165. 改訂 MPS における資金バランス表は現行 MPS の資金バランス表と若干、字句の表現等の違いはあるが基本的に同一である。

表3 総生産物と国民所得の生産・

行 番 号	総生産物と国民所得 の生産と第一次分配	輸 出													
		総 生 産 物	物 的 投 入	国 民 所 得	住 民 の 第 一 次 所 得	企 業 の 第 一 次 所 得	第 一 次 所 得 の 再 分 配	再 分 配 所 得 合 計 ( <small>支払</small> )	再 分 配 所 得						
									財政・信用制度を通し たもの						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
01	物的生産分野														
	[社会セクター別]														
02	社会主義セクター														
03	国家セクター														
04	協同組合セクター														
05	協会セクター														
06	被雇用者の個人用土地														
07	協同組合成員の 個人用土地														
08	私的セクター														
09	[部門別] 工業														
10	建設														
11	農業														
12	林業														
13	輸送														
14	通信														
15	商業														
16	その他の物的生産諸部門														
17	非物的分野														
	[社会セクター別]														
18	社会主義セクター														
19	国家セクター														
20	協同組合セクター														
21	協会セクター														
22	私的セクター														
	[部門別]														
23	住宅提供・公益業務														
24	教育・文化・芸術														
25	保健サービス・社会福祉・ スポーツ														
26	科学・科学的サービス														
27	財政・信用・保険														
28	一般政														
29	その他の部門														
30	住民														
31	被雇用者														
32	協同組合成員														
33	その他の住民グループ														
34	国民経済合計(01+17+30)														
35	諸外国														
36	合計(34+35)														

出所：参考文献(2)邦訳第24巻第3号, p. 150-p. 151.

分配・再分配・最終処分バランス

産物と国民所得の再分配														再分配 バランス	生産物と国民所得の最終処分										
(支払)					再分配所得(受取)										総生産物	物的投入	国民所得	最終消費	純資本形成	損失					
財政・信用制度外のもの					財政・信用制度を通したもの				財政・信用制度外のもの																
非物的サービス	住民の賃金	経済単位の所得	債務純増	配的其他の再分配	再分配所得合計(受取)	予算からの受取	年金及び手当	財産保険・対人	信用制度からの受取	作用制度からの受取	非予算特別金	金からの支払	その他の受取	非物的サービス	非物的分野の賃金	経済単位の所得	債務純増	配的其他の再分配	34	35	36	37	38	39	40
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	

をあげることができる。これら3部門についてその費用構成（価値構成）がわかれば供給サイドから「住民」向けサービスの総量を把握することができる。それから「住民」によるサービス購入を控除してやれば、国庫機関による non-market のサービス生産（教育、医療等）のみならず、market 向けサービスの政府負担分である SBIK（社会的給付の現物所得部分）を、つまり政府による現物所得の移転部分を把握することができるのである。それゆえ、今度は「資金バランス」の表頭の取引項目をみてみよう。

サービス供給額を費用構成の観点からみていくには、基本的に(イ)中間消費（原材料消費）、(ロ)賃金、(ハ)利潤、をおさえる必要があるが、有料サービス提供主体である「独立採算企業」、主に無料サービス提供主体である「国庫機関」それぞれについてのサービス評価の具体的方法を我々はすでに知っている。それらの費用構成要素をもう一度示せばつぎのごとくである。「物的投入の費用（減価償却を除く）」、「減価償却」、「賃金と俸給」、「非物的サービスの支払」、「他の非物的投入」、「利潤（純）あるいは損失（純）」、「取引税」、である。それゆえ、上記の(イ)、(ロ)、(ハ)の中間消費、賃金、利潤、以外に「非物的サービスの支払」、「他の非物的投入」、「取引税」、の費用構成要素を「資金バランス」でおさえることができるかどうかを検討すればよい。

(イ)中間消費についていえば、それは表頭の「最終消費」をみればよい。とくに厳密にいえば「個人消費」と「社会消費」からなる「最終消費」のうちの「社会消費」の部分は非物的分野の住民の生活水準と直接に関わる分野の物的投入、すなわち中間消費、および行政、信用機関等の社会の集団的必要を充足する分野の中間消費を「物財バランス」にみられるように別個に示すことが可能であるから、非物的分野のうち住民の生活水準と直接関わる分野、すなわち(イ)住宅提供・地域サービス・公益業務、(ロ)教育・文化・芸術、(ハ)保健サービス・社会保障・スポーツ、諸部門の中間消費をおさえることができる。

(ロ)サービス分野（非物的分野）の賃金は、「資金バランス」の上記3部門について表頭の「再分配所得（支払）」の内訳項目である「非物的分野の住

民の賃金」をみればよい。このことから非物的分野の賃金額をもおさえることができる。

(ハ)利潤については、これまでの費用構成の項目とちがい非物的分野の利潤を「資金バランス」の表頭の取引項目からみいだすことができない。「非物的分野の住民の賃金」のごとく、資本主義社会の剰余価値に相当する「社会のための生産物」のうち取引税等で国家あるいは政府にすいあげられた残りの部分として企業の手もとに残る利潤部分が「非物的分野の企業の純利潤」として計上されておられない。つまり企業の「貯蓄」が示されておられない。たしかに非物的部門の可処分所得（最終所得）は再分配所得（受取）マイナス再分配所得（支払）によって、つまり表頭の「再分配バランス」として確認することができるが、再分配所得の中には「信用制度からの受取」、あるいは「信用制度への支払」にみられるように（金融）資産取引を含んでいるので再分配所得の受払いの差額である「再分配バランス」によって可処分所得を確定することはできない。それをするためには再分配所得の中に含まれている資産取引項目を除外せねばならない。それゆえ再分配取引項目を逐一、経常取引であるか、資産取引であるかのチェックをおこない、資産取引を除外したうえで再分配所得の受払いを計算してその差額を出せば可処分所得を求めることができる。企業の純利潤である企業の「貯蓄」を求める第一段階としてまず可処分所得を確定する必要があるが、その場合に再分配取引それぞれが経常取引であるか資産取引であるかを確認する作業が必要である。

また企業の「貯蓄」を求めるには可処分所得から企業の消費支出を控除する必要があるが、それはさきほどみた非物的部門の最終消費である社会消費は性格的にはサービス供給のための中間投入であり、企業の福利厚生等への支出といった企業消費支出の性格をもっておられない。その点から考えれば企業の消費支出は、企業からの社会的消費ファンドへの払込とかがえることができるが、社会的消費ファンドへの払込が再分配取引項目のどれに該当するかを指定することは MPS 文書の説明からは非常にむづかしい。

だから、企業の純利潤である企業「貯蓄」をおさえるには2つの作業をお

こなわなければならないし、またそれが可能でなければ費用構成の観点からサービス供給額をおさえることができないし、ひいては政府による無償の財・サービスの供与である政府の現物移転をおさえることができない。企業「貯蓄」をおさえる2つの作業とは、再分配取引項目の經常取引であるか資産取引であるかの指定であり、もう1つは社会的消費フオンドへの支払がどの再分配取引項目と関連しているかということである。以下において、若干、その検討をおこなうことにする。

再分配取引項目のなかで社会保険料、財産保険の保険料、利子、サービス支払、サービス分野での賃金は經常取引項目と指定できるが、ただし、再分配取引項目のなかには「予算からの受取」、その項目の内容はMPSの文書の説明では以下の取引内容が示されている<sup>12)</sup>。(イ)資本建設及び稼働資本の資金調達、(ロ)政府の助成金(価格差を含む)、(ハ)予算機関の經常経費及び企業の営業その他の経費の資金調達、(ニ)外交使節の維持費用の調達、無償援助の供与、国際機関の分担金、外国単位の国家予算からその他の受取。これからわかるように、「予算からの受取」には「資本建設及び稼働資本の資金調達」といった資本建設という投資のための資金の貸借あるいは移転といった資本取引と、「予算機関の經常経費」といった經常取引が同一取引項目の中に混在しており、こういった項目の存在は經常取引のみの結果からみちびきだされる可処分所得、ひいては企業純利潤である企業の「貯蓄」の算定を不可能にする。それゆえ企業の純利潤を「資金バランス」でおさえることはできず、サービス供給額の算定、それにもとづく政府の現物移転を「資金バランス」のなかで確認することはできない。

(ニ)「非物的サービスの支払」については、「資金バランス」に「非物的サービスに対する支払」があるので問題はない。

(ホ)「他の非物的投入」、これは具体的にその内容についての説明がないが、サービス提供主体の利子、保険等の支払であると考えられる。その点については「資金バランス」の「再分配所得(支払)」の「財政・信用制度を通し

12) 参考文献(1) p.139—p.140, 参考文献(2)邦訳第24巻第3号 p.156—p.157.

たもの」の諸項目に対応しているとかんがえられるのでこれもとくに「資金バランス」に改善をつけ加えるべき点はない。

(ハ)「取引税」については、「資金バランス」の中に「予算への支払」という項目があり、その中には企業からの取引税が含まれている。「予算への支払」には企業からの取引税以外の税が含まれているが、それらは(6)「他の非物的投入」に計上されなければならないので、「資金バランス」の「予算への支払」は、(6)「他の非物的投入」の一部と(9)「取引税」に対応しているといえる。それゆえ「取引税」については「資金バランス」の中で「予算への支払」のうち取引税について別枠計上が必要である。

以上のこれまで検討してきたことから、住民向けサービスの供給総額を「資金バランス」の中でおさえるには、企業純利潤、取引税の把握がネックとなっており、サービス供給総額から個人所得によるサービスの購入分をさしひき、政府による無償の財・サービス供与である政府の現物移転を確認することができない。

そこで政府による所得の再分配を確定するつぎのやり方として考えられる方法は、サービス供給額について今度は費用の側面からではなく売上の側面からかんがえる方法である。とくにサービス販売額については「資金バランス」に「非物的サービス販売収入」の項目が存在するのでそれを利用する方向で検討してみよう。そのさいにまず考えなければならないのは、住民向けサービスすべてが market, 市場向けではない、つまりすべて有料のサービスからなっているということではない、ということである。だから無料のサービスについてはそのサービス供給額を売上の側面からおさえることはできない。これまでにみたように無料のサービスを提供しているのは国庫機関であり、国庫機関のサービス供給額は費用構成の側面からおさえることができる。つまり国庫機関のサービス供給の費用構成は、(イ)物的投入の費用（減価償却を除く）、(ロ)減価償却、(ハ)賃金・俸給、(ニ)非物的サービスにたいする支払、(ホ)その他の非物的投入、からなっているが、それらすべてはさきにみたように「資金バランス」のなかで確定することができる。また有料サービス

を提供しているのは独立採算企業と一部個人負担の形態でサービス供与をおこなっている国庫機関である。これらの有料サービスについては「資金バランス」のサービス売上によっておさえることができる。ところで考慮しなければならないのは有料サービスの売上でもって有料サービスの供給額とすることができないということである。なぜなら有料サービスに対する第三者支払が脱落しているからである。だからサービス供給総額は国庫機関のサービス供給に対する費用構成要素と独立採算企業、国庫機関のサービス売上、およびサービス売上に対する第三者支払を加算してやればよい。ただしその場合に国庫機関のサービス供給に対する費用構成要素は無料サービス分のみならず有料サービス分も含んでいるので国庫機関のサービス売上、および第三者支払分だけ二重計算になる。それゆえサービス供給総額は国庫機関のサービス供給に対する費用構成要素と独立採算企業のサービス売上、および独立採算企業のサービス売上に対する第三者支払を加算してやればよいことになる。つまり「資金バランス」の表頭における(a)「最終消費」、(b)「非物的分野の住民の賃金」、(c)「非物的サービスに対する支払」、(d)「社会保険負担」、「財産保険・対人保険の保険料」、「銀行信用・貸付に対する利子」(ただし、その他の非物的投入に対応するところら項目についてはなお検討の余地がある)、(e)「非物的サービス販売収入」、および有料サービス売上に対する第三者支払として「財政・信用制度を通じた再分配所得(受取)」のうちの(f)「予算からの受取」、(g)「非予算特別基金からの支払」等の、これら諸項目を合計してやればよいことになる。ところが「資金バランス」は部門分類の各部門に対して独立採算企業と国庫機関の区分をもうけておらない。だから、サービス供給総額を求めるために上述の「資金バランス」の表頭項目を加算することは、つまり(i)物的投入の費用(減価償却を除く)、(ii)減価償却、(iii)賃金・俸給、(iv)非物的サービスに対する支払、(v)その他の非物的投入、については国庫機関と独立採算企業の両者の分をも含んでいるから、それに独立採算企業の売上およびその売上に対する第三者支払分を加算することは独立採算企業の上記(i)物的投入の費用(減価償却を除く)から(v)その他の非物的投



入までの部分の重複計算となる。このように現行の「資金バランス」では各部門、とくに非物的部門に対して独立採算企業と国庫機関の区分が導入されておらないから住民向け非物的部門のサービス供給総額を求めることができない。サービス供給額を確定し、それから個人所得による購入分をさしひいた政府による無償の財・サービス供与である政府の現物移転を求めるには、現行の「資金バランス」の非物的部門各々に対し独立採算企業と国庫機関の区分を導入する必要がある。

以上みてきたように費用の側面からも、また売上の側面からみても「資金バランス」のうえでサービス供給額をおさえることができず、そこから個人所得によるサービス購入分をさしひいた政府による無償の財・サービス供与である政府の現物移転を求めることができない。つまり、政府の現物移転の循環表示に MPS は成功していないといえる。

#### (4) む す び

これまでの検討をつうじて MPS が政府の所得再分配、とくに年金をはじめとする現金形態 (in cash) での所得再分配ではなく、政府の教育、医療をはじめとする無償の財・サービス供与である現物 (in kind) での所得再分配が、つまり政府による現物移転を MPS の循環表示、とくに包括的な経済循環表示をおこなっている「資金バランス」の中で把握することができるかどうかを吟味してきた。その検討過程においてつぎのような方式を採用した。すなわち、政府による無償の財・サービス供与である政府の現物移転を住民の生活水準と直接関連する、住民総消費 (TCP) 指標の推計とのかかわりで検討した教育、医療等の部門のサービス供給額を算定し、それから個人所得によるサービス購入分を控除する方式をとった。これは実際に、たとえば住宅サービスにみられるように、通例社会主義国では家賃が住宅サービスを提供するためのコストを下回っているから (その差額が政府からの住宅補助という形での現物移転である)、各サービスについてはサービス売上よりもサービス供給額をおさえることが必要であり、有効な方式である。

サービス供給額については我々の検討結果が示すように、「資金バランス」においてそれを示すことができない。大きくいって、ひとつは企業純利潤である企業「貯蓄」の表示ができないからであり、もうひとつは住民向け非物的部門各々に対し独立採算企業と国庫機関の区分がないからである。前者については「資金バランス」が経常取引のみならず、資本取引あるいは資産取引をも対象としていることから企業「貯蓄」を算定するために経常取引のみを対象を限定するということは現行の「資金バランス」の性格を大きく変えざるをえないことになる。それに対して後者の住民向け非物的部門各々に対し独立採算企業と国庫機関の区分表示が可能であれば我々はこれまでの検討でみたようにサービス供給額、ひいては政府の現物移転の大きさを「資金バランス」の中でとらえることができる。つまり MPS は政府の現物移転を、現金での移転を含めて政府の所得再分配を経済循環、あるいは再生産過程表示のなかで示すことができる。しかし、これまで検討したとうり現行の MPS では政府の現物移転の循環表示は不可能である。

#### 参 考 文 献

- (1) United Nations, Draft Basic Methodological Principles Governing the Compilation of the System of Statistical Balances of the National Economy: Volume 1, 1986.
- (2) United Nations, Basic Principle of the System of Balances of the National Economy, 1971. (邦訳, 盛田常夫・作間逸雄訳「国際連合『国民経済バランス体系の基本原則』」, 法政大学『社会労働研究』, 第23巻第3・4号, 第24巻1・2号, 第24巻3号, 1977.)
- (3) 法政大学日本統計研究所, 「コメコン諸国における非物的サービス統計の指標体系とその計算方法」, 『統計研究参考資料』No. 18, 1984.
- (4) V. Cao-Pinna and S. S. Shatalin, Consumption Patterns in Eastern and Western Europe, Pergamon Press, 1979.
- (5) 中村 浩, 「MPS の改訂について」, 『大東文化大学経済論集』, 第46号, 1988.
- (6) 二瓶剛男, 「ソ連における『社会的消費フオンド』」, 東京大学社会科学研究所編『福祉国家2 福祉国家の展開〔4〕』, 1985.
- (7) 桂 昭政, 「日本の『住民総消費』(Total Consumption of the Population)

指標の推計(1)』, 桃山学院大学『経済経営論集』第26巻第1号, 1984。

(かつら・あきまさ/経済学部教授/1989.4.17.受理)